

公的研究費の使用に関する行動規範

株式会社 Xiberlinc は、文部科学省が制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成 26 年 2 月 18 日改正)」に基づき、当社が実施する研究開発のうち、国や独立行政法人等から配分される公的研究費を活用する研究開発の当該研究費に係る公的研究費の使用に関する行動規範を、以下のとおり策定します。

出典: 文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

この行動規範は、当社の公的研究費の不正防止に関する基本方針に関連し、当社が公的研究費を使用する上で、公的研究費の運営・管理・使用(以下「使用等」という)に関わる全構成員(管理者、研究者、事務担当者を含み、以下「構成員」という)の行動指針を明らかにするものである。

1. 構成員は、公的研究費の使用等にあたり、法令、指針・ガイドラインや当社が定める規程、運用ルール、手順等を遵守しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費が当社の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用し、目的外使用、期間外使用等の不正な使用は行ってはならない。また構成員は、公的研究費の使用等に関して、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
3. 構成員は、公的研究費の使用等にあたり、取引先その他利害関係者との関係において疑惑や不信を招く等、信頼を貶めることのないよう公正な態度を維持しなければならない。
4. 構成員は、公的研究費の不正使用が当社におけるいかなる研究に悪影響を及ぼすことを自覚し、不正使用を未然に防止するよう、別途定める不正防止計画を踏まえて行動しなければならない。